

広島市告示第510号  
令和4年10月26日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 マックスバリュ高陽店
  - (2) 所在地 広島市安佐北区口田四丁目6番32号
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役 平尾 健一  
広島市南区段原南一丁目3番52号
- 3 変更事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙のとおり  
(変更後) 別紙のとおり
- 4 変更年月日  
別紙のとおり
- 5 届出年月日  
令和4年10月24日
- 6 届出書の縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号  
広島市安佐北区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - (1) 縦覧期間  
令和4年10月26日から令和5年2月26日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。
  - (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出  
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べる

ことができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和5年2月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代 表 者		
マックスバリュ西日本株式会社	代 表 取 締 役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目3番5 2号	
株式会社中田商会	代 表 取 締 役 中田 雅禧	広島市佐伯区八幡東二丁目2 番11号	
株式会社大創産業	代 表 取 締 役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一 丁目4番14号	
有限会社いちほら	代 表 取 締 役 市原 隆則	広島市東区牛田本町三丁目1番 8号	令和4年5月31日 退店
大瀬戸 幹王		広島市安佐北区口田五丁目14 番8号	
黒瀬 正和		広島市安佐南区大町東三丁目1 2番32—601号	

(変更後)

小売業者		住 所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代 表 者		
マックスバリュ西日本株式会社	代 表 取 締 役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目3番5 2号	
株式会社中田商会	代 表 取 締 役 中田 雅禧	広島市佐伯区八幡東二丁目2 番11号	
株式会社大創産業	代 表 取 締 役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一 丁目4番14号	
大瀬戸 幹王		広島市安佐北区口田五丁目14 番8号	
黒瀬 正和		広島市安佐南区大町東三丁目1 2番32—601号	